

木津用水だより



発行No. 47
令和5年6月1日

発行所 木津用水土地改良区
所在地 小牧市中央一丁目346番地
電話 0568-72-3911



国営総合農地防災事業新濃尾二期地区により水路の改修を行いました。

目次

| | |
|-------------------------|-------|
| ごあいさつ | … 1 |
| 国営事業所だより | … 2 |
| 令和4年度通常総代会 | … 3 |
| 総代補欠選挙 | … 4 |
| 役員・総代会正副議長及び 委員会委員名簿 | … 4 |
| お願い・お知らせ | … 5~6 |

| | |
|---------------|------|
| 総代・役員選挙について | … 7 |
| 令和5年度土地改良事業計画 | … 7 |
| 令和4年度土地改良事業報告 | … 8 |
| 令和3年度決算報告 | … 9 |
| 令和5年度取水計画 | … 10 |
| 新木津用水路改修計画概要図 | … 11 |



ごあいさつ

木津用水土地改良区

理事長 穂積 英一

初夏の候、組合員の皆様方には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は木津用水土地改良区の事業運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスも2類相当から5類に変わり日常生活も変化しマスクを外す場面も増えてきました。当改良区においては、制限の緩和をするとともに引き続き消毒や飛沫防止等の感染予防対策に努め用水管理や事務運営をまいりますので皆様方におかれましても、体調管理に十分ご留意いただき今後とも元気で益々ご活躍されます事を心よりお祈り申し上げます。

さて、新年度予算編成につきましては、3月28日の通常総代会において、令和5年度予算を含む5議案を議決させていただきました。来春には任期満了に伴う、総代・役員選挙が執行されます。今回の役員選挙から、監事の人数が6人から員外監事が1人増え7人となりますのでよろしくお願いたします。前回選挙より定数が削減した地区もありますので定数の間違いなどの混乱が生じないよう地区ごとで定数・候補者の専任方法などの確認をお願いします。

国営事業につきましては、受益面積の減少により計画変更が必要になっております。今回の変更については、土地改良法上、面積の減少が10%未満の軽微な変更であること等から、農地転用による除外地のうち確認が必要な一部の土地を除き、同意徴集の必要がない変更となっております。国営新濃尾事業計画の変更（第2回）に合わせ国営濃尾用水土地改良事業（維持管理）計画の変更（第2回）も同時に準備を進めていただいております。

国営新濃尾農地防災事業につきましては、皆様方の格別のご支援により順調に推移しております。今年度につきましては主に小牧市地内と春日井市地内での用水路改修工事と、犬山頭首工下流左岸導水路の余水吐を利用した小水力発電施設の工事着手もされております。

また、県営事業につきましては、岩倉用水路の改修工事を木津用水の負担のない県営水質保全対策事業として令和元年度から工事着手し、今年度も昨年度に引き続き大口町地内及び一宮市地内で用水管路や分水施設の改修が計画されております。

引き続き組合員の皆様を始め関係地域の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年ウクライナ危機の影響もあり燃料、肥料や飼料の高騰が農業を取り巻く情勢を大変厳しくしておりますが、農業については食料安全保障の観点からも非常に大事なものであります。土地改良区事業運営には、先人の築かれた貴重な資産を守っていくために、役職員一致協力してまいりますので一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



国営事業所だより

～ 国営事業の実施状況について ～

新濃尾農地防災事業所

所長 川中正光

4月1日付で新濃尾農地防災事業所長を拝命しました、川中正光と申します。前任地は木曾川水系土地改良調査管理事務所です。これまでの経験を活かしながら、国営新濃尾土地改良事業の進捗に邁進したいと考えております、よろしくお願い申し上げます。

穂積理事長をはじめ木津用水土地改良区の皆様には日頃より、国営事業の推進に多大なるご支援とご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。

おかげさまで、平成10年度に着手しました国営事業の工事は着実に進捗しております。犬山頭首工や木津用水路などの改修を内容とする新濃尾（一期）地区は、平成21年度に完了いたしました。

平成19年度に宮田導水路の改修を内容とする新濃尾（二期）地区に着手した後、平成26年度に新木津用水路の改修を追加する等の計画変更を行いました。新木津用水路の整備については平成27年度に着手し、令和4年度までに計画しています全体10.6kmのうち約7割・7.7kmが完了しております。

また、令和3年度に工事着手しました犬山頭首工小水力発電施設は、令和6年度の供用（発電）開始に向け着実に整備を進めているところです。現在、各分野において地球温暖化対策が求められており、わが国では2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すこととしています。小水力発電は、石炭などによる火力発電に比べて、発電時に温室効果ガスを排出しないため、カーボンニュートラルの一助となるものでもあります。

なお、これら整備に必要な予算につきましては、皆様のご支援に支えられ、令和5年度当初予算において25億5,100万円が措置されるとともに、令和4年度補正予算では6億3,100万円が措置されています。この貴重な予算をもって、事業を進めて参ります。

さて、国営事業の事業計画につきましては上述のとおり平成26年度に計画変更を行いました。が、それ以降、社会情勢の変化等に伴う受益農地の減少が進んできていることから、現在、第2回計画変更に向けた作業を進めています。

令和5年度には土地改良法の手続に入り、年度内に計画確定すべく進めて参ります。

また、令和5年度は、農林水産省政策評価基本計画に基づき、平成30年度に続き5年ごとに取り組むこととされている事業再評価を行います。事業再評価とは、これまでの事業進捗等を第三者委員会において検証し、より効果的な事業へ反映していくものです。

近年、毎年の如く豪雨による自然災害が頻発しており、これも地球温暖化の影響といわれています。東海地方でも昨年8月、9月と立て続けに豪雨があり、各地で溢水等の災害が発生しましたが、当地区では国営事業で整備した施設を適切に運用いただき、大きな災害には至りませんでした。

引き続き木津用水土地改良区の皆様には、施設を適切に管理・運用いただくことをお願いするとともに、国としましても必要な施策を講じ、農業・農村の防災・減災に努めてまいります。

最後になりますが、木津用水土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

令和4年度通常総代会開催される

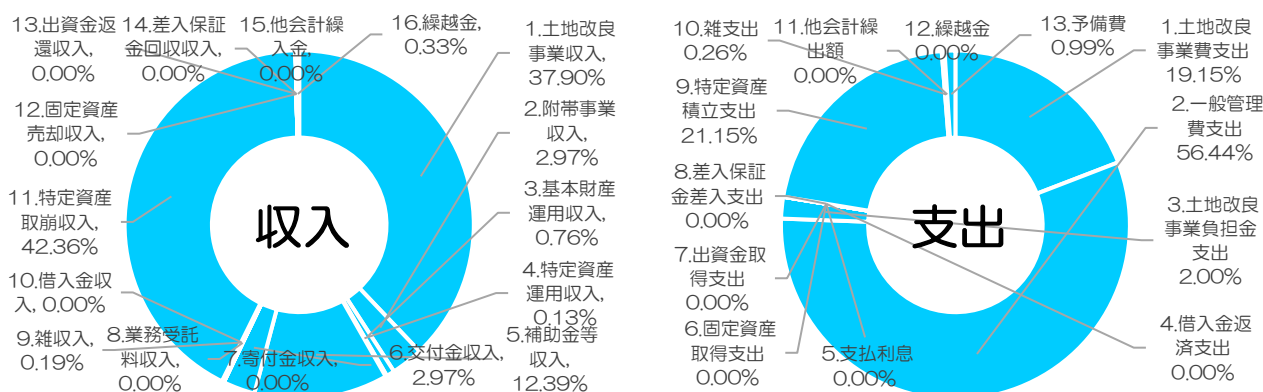
令和5年3月28日開催の通常総代会において提案された5議案が原案どおり可決成立しました。

- 議案第1号 令和5年度賦課金の賦課額・徴収方法及び徴収時期等について
- 議案第2号 令和5年度農地転用決済金について
- 議案第3号 令和5年度一般会計収支予算について
- 議案第4号 令和5年度金銭預入先金融機関について
- 議案第5号 令和5年度一時借入金について
- 報告事項 国営土地改良事業の計画変更について(濃尾用水地区・新濃尾地区)



令和5年度一般会計収支予算

| 収入 | | 支出 | |
|--------------|-------------|---------------|-------------|
| 款 | 予算額(円) | 款 | 予算額(円) |
| 1.土地改良事業収入 | 114,864,000 | 1.土地改良事業費支出 | 58,038,000 |
| 2.附帯事業収入 | 8,991,000 | 2.一般管理費支出 | 171,035,000 |
| 3.基本財産運用収入 | 2,315,000 | 3.土地改良事業負担金支出 | 6,076,000 |
| 4.特定資産運用収入 | 383,000 | 4.借入金返済支出 | 2,000 |
| 5.補助金等収入 | 37,537,000 | 5.支払利息 | 2,000 |
| 6.交付金収入 | 9,000,000 | 6.固定資産取得支出 | 7,000 |
| 7.寄付金収入 | 1,000 | 7.出資金取得支出 | 1,000 |
| 8.業務受託料収入 | 1,000 | 8.差入保証金差入支出 | 1,000 |
| 9.雑収入 | 582,000 | 9.特定資産積立支出 | 64,100,000 |
| 10.借入金収入 | 2,000 | 10.雑支出 | 800,000 |
| 11.特定資産取崩収入 | 128,380,000 | 11.他会計繰出額 | 1,000 |
| 12.固定資産売却収入 | 5,000 | 12.繰越金 | 1,000 |
| 13.出資金返還収入 | 1,000 | 13.予備費 | 3,000,000 |
| 14.差入保証金回収収入 | 1,000 | | |
| 15.他会計繰入金 | 1,000 | | |
| 16.繰越金 | 1,000,000 | | |
| 合計 | 303,064,000 | 合計 | 303,064,000 |



長期勤続者表彰

令和5年3月28日開催の通常総代会において長期勤続者が表彰されました。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 役員・総代 | 職員 |
| 穂積 英一 様 (小牧市) 理事長・総代 15年勤続 | 水野 文利 総務部徴収課長 25年勤続 |
| 笹田 禮一 様 (春日井市) 理事・総代 15年勤続 | 岡南 厚子 総務部徴収課 15年勤続 |
| 前川 桂介 様 (春日井市) 総代 15年勤続 | |

受賞されました方々のご功績を心から感謝申し上げ、今後益々のご健勝をお祈りいたします。

総代補欠選挙執行される

令和4年11月14日公告の総代補欠選挙において、次の方が総代に選任されました。(敬称略)

| 氏名 | 選挙区 | かんがい区 |
|-------|-----|----------|
| 吉田光夫 | 第6区 | 合瀬川かんがい区 |
| 舟橋正日出 | 第6区 | 合瀬川かんがい区 |

任期 令和4年11月25日～令和6年2月27日

令和5年度役員総代会議長・副議長

任期 令和4年3月7日～令和6年3月6日

理事(敬称略)

| 役職名 | 氏名 |
|------|-------|
| 理事長 | 穂積英一 |
| 副理事長 | 宮地計年 |
| 副理事長 | 長谷川信夫 |
| 理事 | 丹羽司朗 |
| 理事 | 笹田禮一 |
| 理事 | 長谷川敬則 |
| 理事 | 平子博 |
| 理事 | 清水孝雄 |
| 理事 | 舟橋富博 |

監事(敬称略)

| 役職名 | 氏名 |
|------|-------|
| 総括監事 | 伊藤十代司 |
| 監事 | 柴田祥一 |
| 監事 | 水野哲夫 |
| 監事 | 舟橋銷治 |
| 監事 | 横井正人 |
| 監事 | 小川明優 |

議長・副議長(敬称略)

| 役職名 | 氏名 |
|-----|------|
| 議長 | 林義信 |
| 副議長 | 江口行雄 |

就任 令和4年2月21日

令和5年度常任委員会委員決定

令和5年2月28日開催の理事会において各委員会委員が選任され、令和5年4月18日開催の委員会で下記のとおり委員長・副委員長が決定いたしました。(敬称略)

【土木委員会】

| 役職 | 氏名 |
|------|-------|
| 委員長 | 平子博 |
| 副委員長 | 杉本俊人 |
| 委員 | 熊澤正二 |
| 委員 | 舟橋正日出 |
| 委員 | 後藤幸雄 |
| 委員 | 岸俊秀 |

【庶務委員会】

| 役職 | 氏名 |
|------|-------|
| 委員長 | 長谷川敬則 |
| 副委員長 | 佐藤政明 |
| 委員 | 佐橋清志 |
| 委員 | 三浦啓治 |
| 委員 | 小笠原義郎 |
| 委員 | 鈴木雅博 |

【用排水調整委員会】

| 役職 | 氏名 |
|------|-------|
| 委員長 | 清水孝雄 |
| 副委員長 | 安藤公一 |
| 委員 | 長谷川輝一 |
| 委員 | 早川幸造 |
| 委員 | 船橋和彦 |
| 委員 | 中島績 |

おくやみ

長谷川 武 様 (総代) 令和4年8月18日逝去 新木津かんがい区

梶川 正則 様 (総代) 令和4年9月27日逝去 新木津かんがい区

吉田 光雄 様 (総代) 令和4年11月2日逝去 合瀬川かんがい区

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈りいたします。

◆お願いとお知らせ◆

令和5年度賦課金・決済金について

令和5年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

| 経常賦課金 | | 決済金 | |
|-------------|--------|----------------------|----------|
| 等級 | 賦課金 | 区域 | 決済賦課金 |
| 1 | 4,290円 | 木津用水 かんがい区域 全域 | 228,000円 |
| 2 | 3,900円 | | |
| (1,000㎡あたり) | | (1,000㎡あたり) | |

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税担当部門におたずねください。

木津用水土地改良区賦課金納入について

用水利用の有無にかかわらず、当改良区の管内にある田（現況ではなく、登記簿上の地目が田）には賦課金がかかります。

賦課基準は **毎年4月1日現在の土地を対象** に賦課をされますので、組合員の死亡・土地の異動（売買・貸借・交換）等がありましたら速やかに届出をしてください。

競売を含む売買や相続等において組合員が変わった時点で、旧組合員に未納金があった場合は新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第42条：権利義務の継承及び決済）が生じますので納め忘れがないようご注意ください。

今年の賦課金通知書は **令和5年7月3日** に発送しますので、お手元に通知書が届きましたら納付の期限である **令和5年7月31日** までに下記の金融機関でのお支払いをお願いします。

なお、お支払いされる金融機関によって通知書（納付書）が異なるため二種類を郵送いたしますので、どちらか一方で納付をお願いします。（二重納付の誤りがないよう、納付後は残りの一方を破棄してください。）

取扱金融機関及び納付場所

- ◎ **愛知県下の農協** （水色の用紙）
- ◎ **ゆうちょ銀行** （赤色の用紙）
- ◎ **木津用水土地改良区事務所**

ゆうちょ銀行の送金料金改定により、2022年1月17日以降、現金でお支払いの場合には、払込みの際に現金利用に伴う料金（110円）をご負担いただくことになりましたのでご注意ください。

※上記以外の金融機関で納付される場合の**手数料**については、**個人負担**となりますので、ご注意ください。

賦課金の口座振替について

当改良区では口座振替による賦課金の納付ができますので、ぜひご利用ください。
詳しい手続きは下記のとおりです。

- ☆ **取扱金融機関** … **愛知県下の農協・全国のゆうちょ銀行**
- ☆ **申込み手続き**

木津用水土地改良区事務所の窓口にあります「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、印鑑・口座番号をご確認してから、お近くの取扱金融機関にご提出ください。

※振替日は7月31日の1日だけとなっておりますので、振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。万一、残高不足等で振替ができなかった場合は、新たに通知書（納付書）を郵送しますので、上記の取扱金融機関で直接お支払いをお願いします。

なお、今回手続きされますと来年度（令和6年度）から口座振替となります。

決済金について

決済金とは「土地改良法第42条第2項」及び「木津用水土地改良区地区除外等処理規程」に基づき徴収するものです。これは将来の維持管理費が残った農地に過重に負担がかからないようにするためのものです。

農地（田）を農地転用等した場合には改良区に農地転用等の通知書（地区除外の届出）及び決済金の納付をしてください。

公共用地（道路・河川・その他）として買収・寄付された農地（田）についても地区除外の届出及び決済金の納付が必要です。

届出がない場合は、従来どおり継続して賦課金が徴収されますのでご注意ください。

※「木津用水土地改良区手数料等徴収規程」に基づき、以下の手数料・調査費を徴収します。

| | | |
|-------------------|-------|--------------|
| 農地転用に関する意見書、受理証明書 | 1筆につき | 660円（消費税込） |
| その他の証明書、再交付 | 1筆につき | 660円（消費税込） |
| 農地転用に関する調査費 | 1筆につき | 5,500円（消費税込） |

※春日井市、北名古屋市、江南市、大口町の一部地域については決済金の割増がありますのでお問い合わせください。

組合員の異動は必ず手続きをしてください

下記のように組合員の資格等に変更があった場合には「土地改良法43条（組合員の資格得喪の通知義務）」の規定により自己申告で変更の届出をしていただく必要があります。

- ◎組合員が死亡した場合。
- ◎組合員が住所を変更した場合。
- ◎組合員が農地（田）を喪失又は取得（売買、賃借、交換、譲与等）した場合。

手続きに必要な届出用紙（組合員資格得喪通知書）は関係市町の農業委員会又は木津用水土地改良区事務所にありますのでよろしくお願ひします。

※市役所（農業委員会）に届出済、または所有権移転登記済であれば改良区の台帳も自動的に変更されるとお考えの方もいらっしゃいますが、直接木津用水土地改良区に届出がないと台帳は変わりません。

☆組合員資格得喪通知書、口座振替依頼書等は郵送することもできますので、その際はお問い合わせください。

土地改良法に基づく事業計画変更のお知らせ

国営濃尾用水土地改良事業(維持管理)

本事業は、一級河川木曾川水系木曾川の両岸に広がる濃尾平野の中央に位置する農地を対象に、国営濃尾用水土地改良事業(昭和32年度～昭和43年度)によって造成された犬山頭首工について、施設的良好な維持管理と農業用水の合理的な配水を行うことにより、施設の効用を適正に発揮させることを目的としています。

犬山頭首工は、受益地が岐阜県と愛知県の2県にまたがり、かつ、上下流部の治水及び上工水道等他種利水と密接に関連していることから、直轄管理の地元要望を踏まえ、昭和41年度から農林水産省が直轄管理しているものです。

今回、現計画策定後における農地転用に伴う受益面積の減少により、施行に係る地域の変更が生じたため、事業計画の第2回変更を行うこととしています。

なお、受益面積の変更に併せて、物価変動やコスト縮減の取組みを踏まえた年間事業費の変更を行うこととしています。

国営新濃尾土地改良事業

国営総合農地防災事業「新濃尾地区」は、自然的、社会的条件の変化に起因した農業用排水施設の著しい機能低下を回復することにより、農業用水の水質を改善し、また、農作物、農地等への災害を防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的としています。

今回、現計画策定後における農地転用に伴う受益面積の減少により、施行に係る地域の変更が生じたため、土地改良法に基づき、事業計画の第2回変更を行います。

計画変更の手続きについて

今回の計画変更は、受益面積の減少率が10%以下であること等から、土地改良法に基づく「軽微な地域の変更」に係る法手続きとして実施します。このため、農地転用による除外地のうち確認が必要な一部の土地を除き、同意徴集は行いません。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

来春、任期満了に伴う総代・役員選挙が予定されています

来春には、任期満了に伴う総代・役員選挙が予定されています。

総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりです。

| 選挙区 | 選挙区域 | 定数 | 選挙区 | 選挙区域 | 定数 |
|-----|---|-----|------|---|-----|
| 第1区 | 春日井市 | 12人 | 第7区 | 北名古屋市の内鹿田、高田寺、井瀬木、二子、久地野、片場、能田、熊之庄、六ツ師、薬師寺 | 7人 |
| 第2区 | 小牧市の内大字岩崎、大字岩崎原新田、大字二重堀、大字東田中、大字久保一色、大字下末、岩崎、岩崎原、寺西、小牧原一丁目(旧大字岩崎)、小牧原二丁目(旧大字岩崎) | 2人 | 第8区 | 北名古屋市の内法成寺、鍛冶ケ一色、徳重、弥勒寺、北野、宇福寺、山之腰、沖村、西之保、石橋、野崎、中之郷、九之坪、加島新田 | 8人 |
| 第3区 | 小牧市の内大字北外山入鹿新田、大字大山、大字南外山、大字小牧、大字小牧原新田、大字北外山、桜井本町、若草町、掛割町、桜井、曙町、東新町、堀の内、元町、新町、小牧、川西、中央、春日寺、応時、東、小牧原一丁目(旧大字小牧原新田)、小牧原二丁目(旧大字小牧原新田)、小牧原三丁目、小牧原四丁目 | 3人 | 第9区 | 岩倉市 | 9人 |
| | | | 第10区 | 一宮市の内丹陽町、三ツ井、伝法寺 | 2人 |
| | | | 第11区 | 一宮市の内千秋町 | 2人 |
| | | | 第12区 | 大口町 | 10人 |
| 第4区 | 豊山町、名古屋市北区 | 5人 | 第13区 | 扶桑町、犬山市 | 1人 |
| 第5区 | 小牧市の内大字村中、大字入鹿出新田、大字横内、大字河内屋新田、大字西之島、大字間々、大字間々原新田、大字三ツ洲、大字舟津、大字三ツ洲原新田、村中新町、弥生町、間々本町、西島町、安田町、山北町 | 6人 | 第14区 | 江南市の内寄木町、曾本町、安良町、大海道町、木賀東町、木賀町、小郷町、布袋町、布袋下山町、今市場町、力長町、天王町、北山町、南山町、小折町、小折本町、五明町 | 2人 |
| | | | | 江南市の内勝佐町、般若町、東野町、古知野町、尾崎町、山王町、石枕町、宮後町、江森町、山尻町、高屋町、飛高町、野白町、上奈良町、中奈良町、大間町、和田町、前野町、島宮町、村久野町、後飛保町、一宮市の内春明、時之島 | 2人 |
| 第6区 | 小牧市の内大字小木、小針、藤島、藤島町、小木東、小木西、小木南、下小針天神、下小針中島、多気東町、多気西町、多気南町、多気北町、多気中町、常普請、外堀、郷中、小木、新小木、市之久田 | 7人 | 合 計 | | 78人 |

役員の本選挙区及びその区域から選挙すべき役員の数定数は、次のとおりです。

| 被選挙区 | 被選挙区域 | 定数 | |
|--------|-----------------------------------|-----|-----|
| | | 理事数 | 監事数 |
| 第1被選挙区 | 第1区、第2区、第3区、第4区 | 3人 | 2人 |
| 第2被選挙区 | 第5区、第6区、第7区、第8区 | 3人 | 2人 |
| 第3被選挙区 | 第9区、第10区、第11区、第12区、第13区、第14区、第15区 | 3人 | 2人 |
| 員 外 | — | — | 1人 |

令和5年度土地改良事業計画

組合員の皆様の負担軽減を図るため、効率的・効果的な施設整備に努めるとともに各種補助事業を積極的に活用してまいります。

| 工種又は事業名 | 予定事業費(千円) | 主な予定工事内容 |
|---------|-----------|---|
| 水路堤塘工事 | 20,218 | ○岩倉用水路漏水防止工事 ○水路整備補修工事 ○水路・杵前浚渫清掃工事 ○堤塘整備草刈工事 ○堤塘補修工事 ○既設ネットフェンス補修工事(各水系管理施設) ○看板製作設置工事(安全対策) |
| 水門機器工事 | 3,700 | ○分水工整備補修工事(各水系管理施設) ○十五ヶ除塵機整備補修工事(北名古屋) |
| 適正化事業 | 11,000 | ○43期生・三重堰操作設備補修工事(一宮市) |

令和4年度土地改良事業報告

県営水質保全対策事業

県営水質保全対策事業（老朽化によるパイプラインの更新、パイプラインの耐震化）新岩倉用水地区において、丹羽郡大口町、一宮市地内で用水管の布設替及び分水工施設の更新工事が実施されました。

新岩倉用水地区 その12工事



管水路
布設状況

一宮市
千秋町芝原
地内

新岩倉用水地区 その13工事



12号
分水工
施行状況

丹羽郡大口町
奈良子地内

木津用水土地改良区施行事業

補助事業(国・県より補助金交付のある事業)では、土地改良施設維持管理適正化事業により岩倉市地内で五条川四ヶ堰の操作設備(操作盤、油圧ユニット等)補修工事を実施し、単独土地改良事業では、北名古屋市地内で合瀬川片場堰の水管理システム整備工事、小牧市で安全柵設置工事を実施しました。

土地改良区単独工事では、管理施設の整備(分水ゲート整備工事)、管理水路堤防の草刈、水路・杵前浚渫清掃、除塵機の塵芥処分等を実施し、用水管理と施設維持に万全を期しました。

土地改良施設維持管理適正化事業(42期生) 四ヶ堰操作設備補修工事



転倒堰
油圧ユニット
更新完了

岩倉市神野町
地内

単独土地改良事業 東田中地区 安全柵設置工事



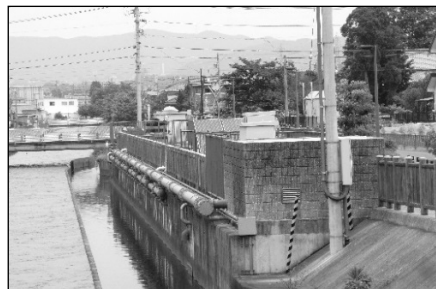
安全柵
据付完了

小牧市
大字東田中
地内

木津用水路簡易浄化施設

国営新濃尾農地防災事業により、木津用水路が用排水分離構造に改修されたことから、農業用水の水質改善を目的として、同事業で丹羽郡扶桑町地内に簡易浄化施設が設置されました。

平成22年度より犬山市・扶桑町の経費負担により土地改良区で管理運用を始め、毎年度施設の維持管理と関係地点での水質検査を継続して農業用水の水質保全に努めています。



令和3年度決算報告

令和4年10月6日開催の臨時総代会において次のとおり令和3年度決算が承認されました。
 なお、収入支出の差引残額はいずれも令和4年度へ繰越しされました。

令和3年度一般会計収支決算

| 収入 | | 支出 | |
|-----------|-------------|------------|-------------|
| 款 | 決算額(円) | 款 | 決算額(円) |
| 1.組合費 | 59,615,860 | 1.事務費 | 90,710,161 |
| 2.基本財産収入 | 2,539,470 | 2.選挙費 | 0 |
| 3.手数料 | 3,982,180 | 3.事務所費 | 2,337,549 |
| 4.補助金 | 45,118,799 | 4.維持管理費 | 44,336,769 |
| 5.委託調査費 | 990,000 | 5.災害復旧費 | 0 |
| 6.管理阻害補償金 | 5,078,003 | 6.委託調査費 | 903,120 |
| 7.雑収入 | 1,237,077 | 7.財産費 | 27,443,000 |
| 8.繰入金 | 57,167,000 | 8.借入金 | 2,155,236 |
| 9.借入金 | 0 | 9.負担金及び分担金 | 9,220,184 |
| 10.繰越金 | 31,142,105 | 10.補助金 | 0 |
| | | 11.表彰費 | 39,042 |
| | | 12.諸費 | 2,853,901 |
| | | 13.予備費 | 0 |
| 合計 | 206,870,494 | 合計 | 179,998,962 |

令和3年度農地転用決済金特別会計収支決算

| 収入 | | 支出 | |
|---------|------------|---------|------------|
| 款 | 決算額(円) | 款 | 決算額(円) |
| 1.決済金 | 74,801,760 | 1.準備金積立 | 59,087,000 |
| 2.積立金収入 | 314,947 | 2.諸費 | 0 |
| 3.雑収入 | 288 | 3.予備費 | 0 |
| 4.繰越金 | 467,315 | | |
| 合計 | 75,584,310 | 合計 | 59,087,000 |

令和3年度基金・積立金特別会計収支決算

(1) 令和3年度財政調整基金積立金特別会計収支決算

| 収入 | | 支出 | |
|---------|-------------|-------|-----------|
| 款 | 決算額(円) | 款 | 決算額(円) |
| 1.繰入金 | 21,143,000 | 1.繰出金 | 2,412,204 |
| 2.積立金収入 | 71,204 | 2.予備費 | 0 |
| 3.繰越金 | 323,514,000 | | |
| 合計 | 344,728,204 | 合計 | 2,412,204 |

(2) 令和3年度維持管理準備金特別会計収支決算

| 収入 | | 支出 | |
|-------|---------------|-------|------------|
| 款 | 決算額(円) | 款 | 決算額(円) |
| 1.繰入金 | 59,087,000 | 1.繰出金 | 54,826,000 |
| 2.繰越金 | 967,718,000 | 2.予備費 | 0 |
| 合計 | 1,026,805,000 | 合計 | 54,826,000 |

(3) 令和3年度職員退職給与積立金特別会計収支決算

| 収入 | | 支出 | |
|---------|------------|---------|--------|
| 款 | 決算額(円) | 款 | 決算額(円) |
| 1.繰入金 | 6,300,000 | 1.繰出金 | 5,565 |
| 2.積立金収入 | 5,565 | 2.退職給与金 | 0 |
| 3.繰越金 | 47,777,019 | | |
| 合計 | 54,082,584 | 合計 | 5,565 |

令和5年度 取水計画

令和5年度の犬山頭首工からの取水量は次のとおりです。
 取水に関しましては十分配慮しておりますが、組合員の皆様方におかれましても営農計画及び事故防止にご協力をお願いします。

令和5年度取水計画表（犬山頭首工）

| 期 間 | 取水計画量 (m ³ /S) |
|----------------------|---------------------------|
| 3月26日(日) ~ 4月20日(木) | 4.88 |
| 4月21日(金) ~ 5月25日(木) | 6.86 |
| 5月26日(金) ~ 6月25日(日) | 18.56 |
| 6月26日(月) ~ 10月15日(日) | 16.88 |
| 10月16日(月) ~ 3月25日(月) | 0.30 |

※上記の取水計画は気象条件、その他の都合により変更することがあります。
 なお、下記緊急時の場合は、犬山頭首工において取入水門の全閉操作を行うため、通水を停止します。

- ①地震発生の場合、震度5以上の場合
- ②NTT回線が寸断された場合
- ③木曾川洪水量が毎秒3,000m³を超えた場合

水難事故防止にご協力を

これから本格的な用水時期を迎え、本土地改良区でも水難事故防止に細心の注意を心がけており、各関係機関にも事故防止の協力をお願いしております。
 皆様方におかれましても、子供たちが水路の近くで遊んでいるのを見掛けたら注意していただき、水難事故防止にご協力くださいますようお願いいたします。

水路や堤防にゴミを捨てないでください
 土地改良施設は大切に使いましょう

本土地改良区では、毎年、水路や堤防に捨てられたゴミや除塵機にかかったゴミの処理に多額の費用を使っています。

特に、最近では廃棄家電品や家具類等の粗大ゴミの投棄が目立ちもし捨てている人を見掛けたら注意しましょう。

また、堰や水門がいたずらで時々壊されることがあります。

水路や堰、水門やきれいな水はみんなの貴重な財産です。みんなで守りましょう。

なお、油の流出事故等の水質汚濁を発見された時には、ご一報をお願いいたします。

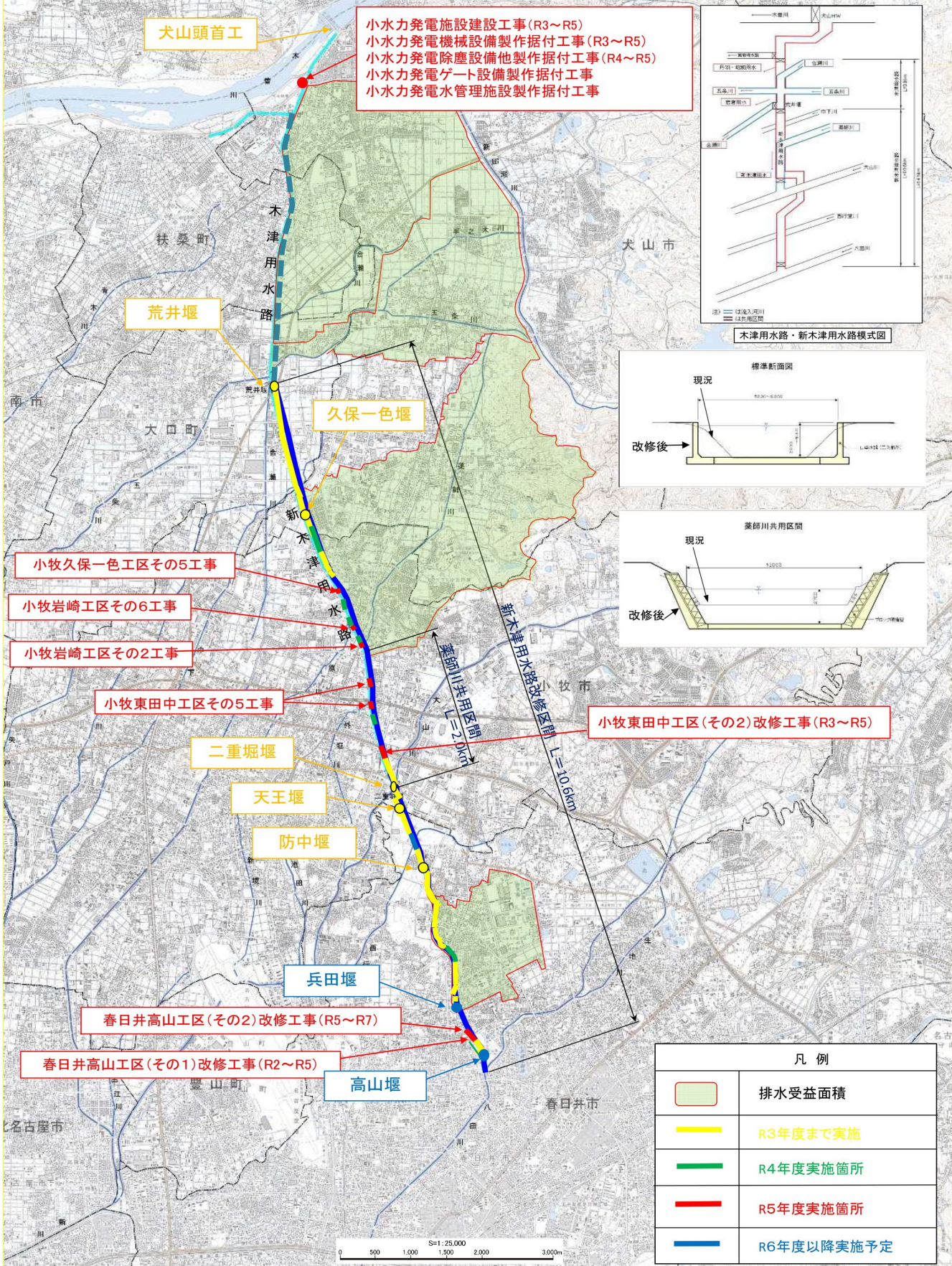
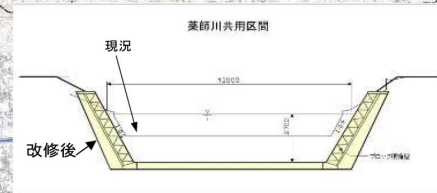
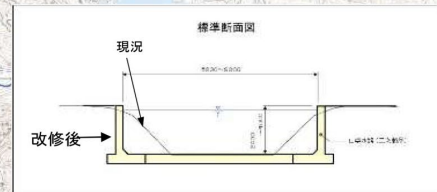
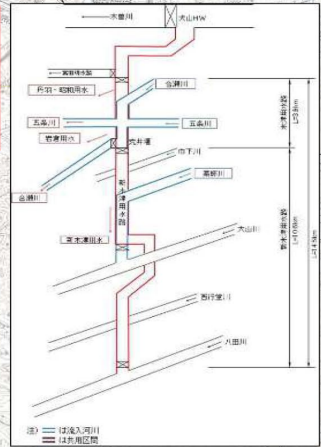


令和5年度 新濃尾地区工事計画概要図



犬山頭首工

小水力発電施設建設工事 (R3~R5)
 小水力発電機械設備製作据付工事 (R3~R5)
 小水力発電除塵設備他製作据付工事 (R4~R5)
 小水力発電ゲート設備製作据付工事
 小水力発電水管理施設製作据付工事



| 凡例 | |
|----|------------|
| | 排水受益面積 |
| | R3年度まで実施 |
| | R4年度実施箇所 |
| | R5年度実施箇所 |
| | R6年度以降実施予定 |

